

令和4年11月定例会 総務委員会（事前）

令和4年11月21日（月）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時02分）

これより、未来創生文化部関係の調査を行います。

この際、未来創生文化部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2），資料1）

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第5号 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正について
- 議案第6号 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について
- 議案第17号 徳島県青少年センターの指定管理者の指定について
- 議案第18号 徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理の指定について

【報告事項】

- 「徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器」の重要文化財（美術工芸品）の指定について（資料2）
- 徳島県スポーツ推進計画（案）について（資料3-1，3-2）

上田未来創生文化部長

それでは、総務委員会説明資料及び説明資料（その2）によりまして、11月定例会に提出を予定しております未来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、先議分といたしまして、令和4年度一般会計補正予算案，通常分といたしまして、債務負担行為並びにその他の議案等の条例案及び指定管理者の指定についてでございます。

まずはじめに、先議分につきまして、総務委員会説明資料により御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算について、補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり9,814万円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり192億9,802万3,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

2 ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課でございます。

目名、児童福祉総務費の摘要欄①、アの児童等利用施設電気料金高騰対策事業では、新型コロナウイルス感染症の対応や電気料金の高騰により、厳しい運営が続く児童等利用施設に対し、電気料金の一部を支援し、施設運営に伴う負担の軽減を図るための経費として414万円を計上しております。

目名、母子福祉費の摘要欄①、アの子ども食堂・ユニバーサルカフェ等緊急支援事業では、昨今の物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況にある子ども食堂やユニバーサルカフェ等に食料品を配布することにより、利用者である子供や高齢者、障がい者などの生活を緊急的に支援するための経費として1,300万円を計上しております。

同じく、イのひとり親家庭子育て緊急応援事業では、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や物価高騰に直面し、厳しい状況に置かれているひとり親家庭に対し、県産食品等を提供することにより、生活を緊急的に支援するための経費として8,100万円を計上しております。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、120億2,619万9,000円となります。

続きまして、通常分につきまして、説明資料（その2）により御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

未来創生文化部所管の公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきますが、各施設に係る指定管理者との管理運営協定におきまして、令和5年度から令和9年度にかけ、債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

まず、次世代育成・青少年課所管の徳島県青少年センターの管理運営協定におきましては2億8,471万5,000円、文化資源活用課所管の徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定におきましては7,449万6,000円、以上2件の管理運営協定におきまして債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

2 ページを御覧ください。

次に、その他の議案等につきまして、2点御説明いたします。

1 点目は条例案についてでございます。

まず、アの徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

旅券法及び旅券法施行令の一部が改正されたことに伴い、未交付のまま失効した一般旅券の発給に係る申請をした者が当該失効の日から5年以内に最初に一般旅券の発給を申請する場合における手数料を定めるとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する必要があることから、施行期日につきましては令和5年3月27日としております。

次に、イの就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてでございます。

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要があることから、改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日としております。

3 ページを御覧ください。

2 点目は指定管理者の指定についてでございます。

未来創生文化部所管の公の施設における令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間にわたる指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものでございます。

アの徳島県青少年センターでは徳島県青少年センター共同事業体を、イの徳島県立埋蔵文化財総合センターでは公益財団法人徳島県埋蔵文化財センターを、それぞれ施設の指定管理者として、指定するものでございます。

なお、資料1、未来創生文化部指定管理候補者の選定結果についてに選定理由等を記載しておりますので、御参照ください。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

続きまして、この際、2点御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器の重要文化財の指定についてでございます。

国の文化審議会は、去る11月18日、阿南市に所在する国史跡から出土した徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器124点を国の重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申しました。

本出土品は、赤色顔料として多彩な用途に用いられた水銀朱の原料となる辰砂の採掘や精製に使用され、水銀朱生産の実態を示す学術的価値の高い考古資料であることから、今回指定されることとなったものであります。

未来創生文化部といたしましては、引き続き、関係機関とも連携を図りながら、この貴重な文化財の価値と魅力を全国に広く発信し、地域活性化に取り組んでまいります。

次に、資料3-1を御覧ください。

徳島県スポーツ推進計画案についてでございます。

本計画につきましては、9月定例会の当委員会におきまして、中間取りまとめについて御報告申し上げ、御論議いただいたところでございます。その後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様からの御意見や審議会での御論議を踏まえまして、最終案としております。

1、計画の施策体系でございますが、基本理念として、スポーツで開く！希望あふれるとくしまの未来を掲げ、その実現のために、世界で活躍できるトップアスリートが育つ輝くとくしま、元気なとくしま、豊かなとくしま、ふれあいとくしまの四つの基本目標を定めております。

次に、主な改正点、成果目標でございますが、新たな視点として加えた運動部活動改革の推進やスポーツにおけるDXの実装、スポーツ環境の向上のほか、従来の取組を拡大するアスリートの戦略的な発掘・育成・強化やスポーツによるまちづくりと交流の促進、国際スポーツ大会を見据えた本県の魅力発信等の施策に、運動部活動地域移行の推進、ワールドマスターズゲームズ関西の開催など31の成果目標を設定し、各施策の達成状況を評価検証してまいります。

なお、計画最終案の詳細につきましては、資料3-2のとおりでございます。

今後は、市町村や県スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係機関と連携を図りながら、ポストコロナ新時代のスポーツ施策の充実発展に取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### 増富委員長

以上で説明等は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
それでは、質疑をどうぞ。

#### 東条委員

困難な状況にある子供たちへの緊急支援をするということでお伺いしたいんですけれども、食材をどういうふう、どんなところに配られるのかということ、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

#### 山名こども未来応援室長

東条委員より、子ども食堂・ユニバーサルカフェ等緊急支援事業につきまして御質問を頂いたと認識いたしております。

この事業につきましては、子ども食堂は食事を提供する場だけではなくて、地域の大人や子供の交流の場の創出、それから食育の推進、子供や家庭が抱える課題の早期発見の場であるなど多様な機能を有してございます。

また、ユニバーサルカフェにつきましては、高齢者、障がい者、外国人の方をはじめ、多くの方が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有するほか、地域での支え合いの拠点としての役割を果たすなど、誰もが訪れることのできる憩いの場となっております。

このことから、子ども食堂やユニバーサルカフェは人と人、人と地域とのつながりを守る活動拠点として寄せられる期待も大きく、現在県内81か所で様々な運営者、形態により、活動をしていただいております。

この事業の目的につきましては、食事提供やフードパントリーを実施しております、子ども食堂やユニバーサルカフェ、また子供たちの生活の場である児童養護施設等では、昨今の物価高騰に伴いまして、食材の仕入れコストの増加や食材寄附の減少等により厳しい運営状況に直面しておりまして、米をはじめとする県産食材等を県が無償提供することにより運営者の負担を軽減し、利用者である子育て世帯や高齢者、障がい者などへの生活支援につなげることであります。

具体的には、県内の子ども食堂、県版ユニバーサルカフェ及び児童養護施設等の自由な運営形態や規模などに伴いまして、様々なニーズにきめ細やかに対応をするために、米をはじめといたしました県産食材、加工食品、菓子、調味料等の食料品、また環境に配慮をしたプラスチックフリーの食品容器などの食品リストをあらかじめ提示させていただきまして、運営者が希望する食料品等を食事の提供回数等に応じまして、提供させていただきたいと考えております。

#### 東条委員

とてもいい施策だと思っております。是非進めていただきたいと思うんです。  
事前にお聞きしたんですが、1セットを1万円相当として配付されると聞いたのですけ

れども、年度末とか、配られる時期というのがあると思うのです。そういうのはどういう予定をされていますでしょうか。

山名こども未来応援室長

食料品等の配付の時期等につきましての御質問でございます。

まず、子ども食堂等へ事前にアンケートを採らせていただきました。まず1万円相当のセットにどのようなものが必要かというところを事前に回答していただいた上で、提供の回数に応じて年度末までに送付させていただくようなシステムにしております。

東条委員

アンケートの調査をしてから、どういうものを配付していくかということ、これから決められるということでございます。

私が危惧しているのは、子ども食堂というと、どうしても貧困というのがすぐ前に出ているのですけれども、県の方向としては、これまでも居場所というようなことで、前向きにやっていたているのですが、その点についてはどうでしょうか。

山名こども未来応援室長

子ども食堂の位置付けについての御質問になるかと思えます。

先ほども御説明させていただいたのですが、子ども食堂は食事を提供する貧困家庭への支援の場だけではなくて、やはり地域の大人や子供の交流の場の創出、食育の推進とともに子供や家庭が抱えている問題を早期発見する場であるという、多様な機能を有しておるものと認識いたしております。

東条委員

やっぱり多様な機能を備えた居場所というようなことで、是非前向きに今後も進めていただけたらと思っております。

古川委員

まず先議分の予算について1点だけお聞きします。

特別保育対策費で児童等利用施設の電気料金高騰の対策ということで計上されておりますけれども、対象となる施設は今回どのようになりますでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

この度の児童等利用施設の電気料金高騰対策事業でございます。

この事業につきましては、本年8月に新型コロナウイルス感染症の対応や電気料金高騰の影響を受けて、厳しい運営が続いております児童等利用施設のうち、まずは運営主体の目的が公益性、非営利性を備えた社会福祉法人、NPO法人等に7月、8月の2か月間の電気料金高騰分の半額程度を一時金として支給をさせていただいたところでございます。

また、全国知事会を通じまして、必要な地方創生臨時交付金の増額でございますとか、留保分の早期配分、交付要件の緩和の措置を速やかに講じること等を国へ提言してきたと

ころ、物価高騰の影響を受けた事業者等に対しまして、地方の実情に合わせた対策を一層強化するため、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたところでございます。

そこで、この度、この国の交付金を活用いたしまして、電気料金高騰の影響を受けながらも、懸命に保育や子育て支援等を継続しております、8月に支援させていただいた社会福祉法人等以外の児童等利用施設について、前回と同様、電気料金高騰分の一部を一時金として支給させていただくものでございます。

#### 古川委員

前回漏れたところを今回カバーするというので、前回と同様の内容で2か月分の半額のような形でよろしいでしょうか。分かりました。

もう1点、緊急な案件としてお聞きします。

11月8日に令和4年度の第二次補正予算案が閣議決定されて、月内に成立を目指していると聞いています。今回、この中に出産・子育て応援交付金を創設するということが盛り込まれております。

先週、担当している厚労省の少子化総合対策室の東室長から説明を聞く機会がありました。今回の交付金、少子化対策のメインの事業の一つとして取り組んでいくということですので。今年度は補正予算で組むけれども、来年度以降も継続的に、来年度は当初予算に盛り込んでいく方向だということ、ずっと継続的にやっていく、これを一つのメインとしてやっていきたいというような話だったかと思えます。

既に概要については、ホームページとかにアップされているので、チェックされているかと思えます。所管は多分こちらの部でいいかなと思うのですが、明日22日に自治体向けの説明会をやるということをお聞きしました。実施主体が市町村なのですか、説明会の参加対象やどんな形でやるのかというのが分かれば教えていただけますか。

#### 高島次世代育成・青少年課長

今委員からおっしゃっていただきました出産・子育て応援交付金の創設を補正予算ということで、ちょうど明日説明会が開催されると聞いております。これにつきましては、県と市町を対象にオンラインで説明会が開催されるように聞いております。

#### 古川委員

全都道府県、全市町村が基本的に対象となってオンラインでやるということで、分かりました。

先ほども言いましたけれども、ホームページに概要は載っているのですが、今回は伴走型の相談支援と経済的支援を二本立てのパッケージでしっかりやっていくということです。伴走型の相談支援については、3回しっかり面談を行っていく。これまでもしっかり面談をやっている自治体が多いかと思えますけれども、妊娠初期、母子健康手帳が交付されるタイミングでまず1回面談して、妊娠の8か月前後の、いよいよ生まれてくるという段階で1回面談、そして出産後、こにちは赤ちゃん事業の前までに1回面談、3回の面談でしっかりと寄り添い型の相談支援をしていくと同時に、経済的支援、これは妊娠

届出時のあたりで5万円相当、そして出生届の届出時のあたりで5万円相当の経済的支援、両方合わせて10万円相当の経済的支援を漏れなく全ての生まれてくる新生児の方に支給をするという内容だと聞きました。

さっきも言いましたように、実施主体は市町村ですけれども、県も全24市町村でしっかりと取り組めるように、しっかりサポートをしていってほしいなと思っています。経費の負担は国が3分の2と、残りの3分の1を県と市町村で半分、6分の1ずつ負担をしてくださいというスキームになっていると聞きました。県や市町村の負担分についても、しっかり交付税措置もしますと。

国は今回1,267億円の予算を組んで、それに対して47都道府県の全市町村で300億円ぐらいが必要になってくるけれども、今回第二次補正予算で交付税を5,000億円増額して積むので、それを回していくようにするというのを聞いています。予算的にはそれでカバーできるのかなと思っています。今回パッケージなので、実効性のある事業だとは思いますが、その分はやはり実施するには市町村のハードルは高いのかなという印象を受けています。単に10万円相当を配付するだけの事業ではなく、伴走型の相談支援を絡めた上でやっていくということなので、結構ハードルが高い。

特に、期間がないんです。今月中に国の補正予算が成立したとしても、国、県も市町村も6分の1の負担ですから、予算をまず決定しないといけません。そうなってくると、本当に今議会では当然上げていませんので、2月予算というような感じになっていく。かなりハードルは高いと思います。しかし、全国の市町村で、うちは10万円もらえた、うちの県はもらえていないというような不公平が出たら、やっぱり大きな問題になるかなと思うので、これは何ともしようとしっかりと取り組んでいかないとかなと思います。

この部分で、特に前向きな市町村は多分12月定例会に何とか突っ込んでいきたいというところも出てくるかと思うのです。そうしたときに、県の予算が今回組んでいなかったら執行できないということも出てくるので、このあたりを県も最大限対応していってほしいなと思っています。今のところでは、明日の説明会を聞いてからやなと思っているかも分かりませんが、しっかりと対応をしていってほしい。何回も言いますが、せつかくこんな予算を突っ込んでやっているのに、不公平感が出たらまずいなと思いますので、そのあたりについてコメントがあれば、お願いいたします。

#### 高島次世代育成・青少年課長

委員がおっしゃるとおり、公平感とか、即時性が必要でございますので、このあたりにつきましては、関連部局、また市町村と連携をとりまして、対応できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 古川委員

是非よろしくお願いいたします。

#### 増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。  
以上で、未来創生文化部関係の調査を終わります。  
議事の都合により、休憩いたします。（11時27分）